

## 特定施設一覧表

表1 騒音発生施設一覧表※1

施設名又は作業名	騒音規制法対象・規模 項番号	番号	環境の保全と創造に関する条例対象・規模
圧延機械	イロハニホヘリチリヌル	1	・原動機の定格出力が22.5kW以上のもの
製管機械		2	・すべてのもの
ベンディングマシン		3	・ロール式に限る
液圧プレス		4	・原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
機械プレス		5	・矯正プレスを除く
せん断機		6	・呼び加圧能力249kN以上のもの
鍛造機		7	・原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
ワイヤーフォーミングマシン		8	・すべてのもの
プラスト		9	・タンブラー以外に限る
タープラー		10	・密閉式のものを除く
切断機	リヌル	11	・すべてのもの
空気圧縮機		12	・といしを用いるものに限る
圧縮機		13	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
送風機	2	14	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
破砕機又は摩擦機		15	・土石用又は鉱物用に限る
ふるい機又は分級機	3	16	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
織機		17	・土石用又は鉱物用に限る
コンクリートプラント	イロ	18	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
アスファルトプラント		19	・気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る
穀物用製粉機	6	20	・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
ドラムバー一チッパーハンマー木機		21	・ロール式のものであって原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
帶のこ盤	イロハニホヘリチリ	22	・すべてのもの
丸のこ盤		23	・原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
動力のこぎり機	7	24	・すべてのもの
かんな盤		25	・原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
抄紙機	8	26	・すべてのもの
印刷機	9	27	・木工用のものは原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
合成樹脂用射出成型機	10	28	・木工用のものは原動機の定格出力が0.75kW以上のもの
鋳型造形機	11	29	・ジョルト式に限る
ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン			・すべてのもの
工業用ミシン			・出力が3.75kW以上のもの
ニューマチックハンガー			・同一建物に10台以上設置するもの
			・すべてのもの

コンクリート管、コンクリート柱又は、コンクリートブロックの製造機	30	・すべてのもの
金属用打抜機	31	・動力が2.25kW以上のもの
グラインダー	32	・サンダー及び切断機を含み工具用研磨機を除く
工業用ミキサー	33	・すべてのもの
ロール機	34	・棹碎機及び摩棹機を除く
重油バーナー	35	・重油使用量が1時間当たり15リットル以上のもの
ゴム皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機	36	・すべてのもの
スチームクリーナー	37	・すべてのもの
金属工作機械	38	・同一建物に5台以上設置するもの
石材引割機	39	・すべてのもの
ドラム缶洗浄機	40	・すべてのもの
風力発電設備	41	・出力が20kW以上のもの
板金又は製缶の作業	42	・厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの
鉄骨又は橋梁の組立作業	43	・すべてのもの
建設材料置場における運搬作業(動力を用いる機械を使用する作業に限る)	44	・土砂石の材料置場であって1か月以上使用するもの

※1 この表は一覧表は、騒音規制法施行令第一条別表第一及び環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）施行規則第9条第2項第4号別表第6をまとめたものです。

表2 振動発生施設一覧表※2

施設名又は作業名	振動規制法対象・規模	環境の保全と創造に関する条例対象・規模
項目番号	番号	
液圧プレス機械プレス	1 イロハニホ 金属加工機械	
せん断機	1 ・矯正プレスを除くすべてのもの	
鍛造機	1 ・すべてのもの	
ワイヤーフォーミングマシン	1 ・原動機の定格出力が1kW以上のもの	
打抜機	1 ・すべてのもの	
製管機械	1 ・原動機の定格出力が37.5kW以上のもの	
圧延機械	1 ・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	
圧縮機	2	1 ・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
土石用又は鉱物用破砕機、摩碎機ふるい及び分級機	2	1 ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの(冷凍機を除く)
織機	3	1 ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
コンクリートブロックマシン	4	1 ・原動機を用いるもの
コンクリート官製造機械	5	1 ・原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの
コンクリート柱製造機械	5	1 ・原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの
ドラムバーカー	6 イエ木機材加	1 ・同上
チッパー	6 ・すべてのもの	1 ・同左
印刷機械	6 ・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	1 ・すべてのもの
ゴム練用又は、合成樹脂練用のロール機	7	1 ・カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のもの
合成樹脂用射出成形機	8	1 ・すべてのもの
鋳型造型機	9	1 ・ジョルト式のものに限る
	10	1 ・同左

※2 この一覧表は、振動規制法施行令第一条別表第一及び環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）施行規則第9条第2項第5号別表第7をまとめたものです。